

公立大学法人岩手県立大学外国人留学生奨学金規程

制定 平成 17 年 4 月 1 日 規程第 19 号

改正 平成 18 年 3 月 31 日 規程第 15 号

平成 25 年 3 月 29 日 規程第 14 号

(目的)

第 1 条 この規程は、岩手県立大学、岩手県立大学盛岡短期大学部及び岩手県立大学宮古短期大学部（以下「本学」という。）に在籍する私費外国人留学生で、学業、人物ともに優れ、かつ、留学生生活を続けていくために経済的な援助を必要とする者に対し、私費外国人留学生奨学金（以下「奨学金」という。）を給付することにより、本学における教育研究効果及び教育研究水準を一層高めるとともに、人材育成等を通じて本県と諸外国・地域との相互理解及び友好関係を促進し、「国際社会に貢献する大学」という本学の建学の理念の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「私費外国人留学生」とは、わが国の大学等において教育を受け又は研究活動を行う目的を持って入国し、大学等に在籍する外国人留学生（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の 4 に定める「留学」の在留資格を有する者）で、国費外国人留学制度実施要項（昭和 29 年文部大臣裁定）に定める国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生以外の者をいう。

(給付対象者)

第 3 条 奨学金の給付の対象者は、本学に正規生として在籍する私費外国人留学生であって、次の基準のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 学業、人物ともに優れ、かつ、留学生生活を続けていくために経済的援助が必要であると認められること。
- (2) 他の奨学金を受給していないこと、または現に他の奨学金を受給していても本学の奨学金を受給できることとなった場合には他の奨学金の受給を取り止めることを確約できること。
- (3) 仕送りの月額平均が 9 万円以下であること。
- (4) 在日している者の被扶養者となっている場合は、その扶養者の年間所得が独立行政法人日本学生支援機構の第二種奨学金の収入基準額以下であること。

(奨学生の数)

第 4 条 奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）の数は、毎年度、予

算の範囲で定める人数以内の数とする。

(給付月額)

第5条 奨学金の給付月額は、次のとおりとする。

(1) 学部生及び短期大学部生 月額 100,000円

(2) 大学院生 月額 130,000円

(給付期間)

第6条 奨学金の給付期間は、奨学生として決定した年度の4月から翌年の3月までとする。ただし、10月に入学した者の入学年度にあつては、10月から翌年の9月までとすることができる。

2 在学中に奨学金の給付を受けることができる期間は、標準修業年限に相当する月数を限度とする。

(奨学生の申請)

第7条 奨学金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、岩手県立大学私費外国人留学生奨学金給付申請書(様式第1号)及び他の奨学金を受給している場合には確約書(様式第2号)を別に定める期日までに学長に提出するものとする。

2 学長は、前項の申請書を受理したときは、当該申請者の属する学部、短期大学部又は研究科の長の推薦書(様式第3号)を添えて理事長に提出するものとする。

(選考基準)

第8条 奨学生の選考基準は、次のとおりとする。

(1) 学部生及び短期大学部生

ア 1年次生

入学試験の成績が優秀であると認められ、かつ、独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験において、受験した科目の得点の合計が当該科目の平均点の合計を上回っていること。ただし、当該試験を実施しない国又は地域の出身者にあつては、公益財団法人日本国際教育支援協会又は独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験1級の成績が平均を上回っていること。

イ 2年次生以上

学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められ、かつ、前年次のグレードポイントアベレージ(以下「GPA」という。)が2.5以上及び当該者の属する年次の在学生の上位3分の1以上の順位にあること。ただし、編入学者については、編入学前に所属していた学校の成績をもってGPAを算出することができるものとする。

(2) 大学院博士前期課程

ア 1年次生

入学試験の成績が優秀であると認められ、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 本学入学直前に在学していた学校における学業成績又は研究成果が優秀であると認められること。

(イ) 特定の研究領域において特に優れた資質能力を有すると認められること。

イ 2年次生

学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められ、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 前年次の GPA が 2.8 以上及び当該者の属する年次の在学生の上位 3 分の 1 以上の順位にあること。

(イ) 特定の研究領域において特に優れた資質能力を有すると認められること。

(3) 大学院博士後期課程

ア 1年次生

入学試験の成績が優秀であると認められ、かつ、特定の研究領域において特に優れた資質能力を有すると認められる者

イ 2年次生以上

特定の研究領域において特に優れた資質能力を有すると認められる者

(奨学生の採用)

第9条 理事長は、第7条第2項の推薦に基づきその内容を審査し、奨学生の採用を決定のうえ申請者に通知するものとする。

(奨学金の給付方法)

第10条 奨学金は、毎月、奨学生の在籍を確認したうえで1か月分ずつ給付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、2か月分以上を合わせて給付することがある。

(学業成績及び生活状況の報告)

第11条 奨学生は、理事長が別に指定する日までに私費外国人留学生奨学金受給者生活状況報告書(様式第4号)を理事長に提出するものとする。

(給付の休止)

第12条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を休止する。

(1) 休学の許可を受けたとき(外国の正規の大学又は大学院において教育を受ける場合を除く。)

(2) 留学の許可を受けたとき(願い出により理事長が特に必要と認める場合を除く。)

(3) 長期にわたり欠席したとき

(給付の停止)

第 13 条 奨学生の学業又は性向などの状況により指導上必要があると認めた場合は、奨学金の交付を停止することがある。

(給付の再開)

第 14 条 理事長は、前 2 条の規定により奨学金の給付を休止又は停止された者が、その理由が消滅し本人が願いだした場合は、奨学金の給付を再開することができる。

(給付の廃止)

第 15 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付を廃止することがある。

- (1) 心身の故障により修学の見込みがなくなると認められるとき。
- (2) 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。
- (3) 奨励金を必要としなくなったとき。
- (4) 処分を受け学籍を失ったとき。
- (5) 死亡したとき
- (6) その他奨学生としての要件を欠くこととなったとき

(給付の辞退)

第 16 条 奨学生は、私費外国人留学生奨学金辞退届(様式第 5 号)を提出することにより、奨学金の給付を辞退することができる。

2 奨学生が退学したときは、奨学金の給付を辞退したものとみなす。

(給付決定の取消し)

第 17 条 理事長は、奨学生として採用された者が、虚偽の申請又は届出をした事実が判明したときは、当該採用の決定を取り消すものとする。

(奨学金の返納)

第 18 条 理事長は、奨学金の給付を停止し、廃止し、又は採用の決定を取り消した場合には、既に給付した奨学金の全部又は一部を返納させることができる。

(補欠採用)

第 19 条 理事長は、奨学金の給付を廃止し、又は奨学生が奨学金の給付を辞退した場合には、奨学生の補欠採用を行うことができる。

2 補欠採用された奨学生が奨学金の給付を受けられる期間は、従前の奨学生が給付を受けた期間の残りの期間のうち 1 月を単位とする必要な期間とする。

(補則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日 規程第 19 号）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日 規程第 15 号）

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正前の公立大学法人岩手県立大学外国人留学生奨学金規程（平成 17 年規程第 19 号）附則第 2 項は、削除する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日 規程第 14 号）

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在学している者（以下「在學生」という。）の奨学生の選考基準のうちグレードポイントアベレージに関する基準の適用については、この規程による改正後の公立大学法人岩手県立大学外国人留学生奨学金規程第 8 条第 1 号イ及び同条第 2 号イ（ア）の規程にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、平成 24 年度に入学した者（編入学、転入学又は再入学を除く。）の成績評価係数の算定については、「優の単位数」を「秀又は優の単位数」と読み替える。
- 3 この規程の施行の日以降において編入学し、転入学し、又は再入学した者に係る奨学生の選考基準については、当該者の属する年次の在學生の例による。

確 約 書

年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

所 属 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

私は、現在下記の奨学金を受給していますが、岩手県立大学私費外国人留学生奨学金を受給することとなった場合には、下記の奨学金の受給を取り止めます。

記

受給している奨学金の名称

私費外国人留学生奨学金受給者推薦書

推薦する 学 生	所 属				学 籍 番 号	年 次
					氏 名	
成 績 基 準	1 年次生 (学部・短大部のみ)				2 年次生以上	
	日本留学試験 又 は 日本語能力試験	総得点	平均点		前 年 次 の 成 績	G P A
推 薦 所 見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学試験の成績 (学習の意欲・修業の見込み) ・ 特定研究領域における特に優れた資質能力 (大学院のみ) ・ 経済的援助の必要性その他特筆すべき事項 					
推薦所見記入者職氏名		(職名)		(氏名)		
推 薦 順 位		名 中 位				
<p>上記の者は、岩手県立大学外国人留学生奨学金受給者としてふさわしいと認められるので推薦します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">公立大学法人岩手県立大学理事長 様</p> <p style="text-align: center;">岩手県立大学 学部長 (研究科長)</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">氏名 _____</p>						

私費外国人留学生奨学金受給者生活状況報告書

所 属	学 部 研究科	学科 課程 専攻	学籍番号	
学 年	氏名		生年月日	年 月 日生
住 所		電話番号	自 宅	- -
			携帯・PHS	- -
住居の 種 類	自宅・アパート・下宿・寮・ その他 ()	主 な 通学方法	電車・バス・自動車・二輪車・自転車・徒歩	
区 分		金 額		左欄の記入上の注意等
1 か月 当たりの 平均経費 (支出)	修 学 費		円	書籍・文具費、実習旅行費、パソコン購入維持費等
	通学交通費		円	通学定期券代金等の交通費、自転車・バイク購入維持費等
	帰省交通費		円	自宅通学者は記入しない
	食 費		円	下宿者は下宿料を食費と住居光熱水費を分割して記入
	住居光熱費		円	自宅通学者は記入しない
	保健衛生費		円	診療・医薬品費、理髪美容代、風呂代等
	そ の 他		円	被服、通信、趣味、娯楽嗜好等の雑費
	合 計 (A)		円	
1 か月の 平均経費 を賄った 内 訳 (収入)	家庭からの送金又は給付		円	
	岩手県立大学 学業奨励金		円	
	他の奨学金		円	
	アルバイト		円	
	そ の 他		円	その他の内容 ()
	合 計 (B)		円	
大学への 要望・意見				
修学・ 生活上で 困っている こと				

(注) 1 「住居の種類」欄及び「主な通学方法」欄は、該当するものに○印を付すこと。

2 生活費の合計額は、(A) = (B)となるように記入すること。

(A4)

私費外国人留学生奨学金辞退届

年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

所 属 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

私は、岩手県立大学私費外国人留学生奨学金を辞退したいので、岩手県立大学私費外国人留学生奨学金規程第17条の規定により届け出ます。

記

- 1 辞退する奨学金
年 月分から辞退する。
- 2 辞退理由